

松本市告示第118号

松本市交通まちづくりにぎわい創出事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

松本市長 臥雲 義尚

松本市交通まちづくりにぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の中心の通過交通を抑制し、歩行者や公共交通を優先した交通まちづくりによるにぎわい創出のため、まちづくり推進協議等が中心市街地において、トランジットモール、歩行者天国等の歩行者が安心して回遊・滞留できる道路空間を恒常的に創出する事業（以下「補助対象事業」という。）の交通規制に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 松本市立地適正化計画による都市機能誘導区域のうち、松本城、あがたの森及び松本駅を中心とする範囲をいう。
- (2) トランジットモール 路線バスと緊急車両のみ通行可能な歩行者天国をいう。
- (3) 歩行者天国 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、車両通行止の規制を行い、車道部分を含めた道路全体を歩行者が歩けるようにした道路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中心市街地を対象として補助対象事業を行うもののうち、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) まちづくり推進協議会
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合で、組合員の20人以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営むもの
- (4) 小売商業又はサービス業に属する事業を営む者をもって組織する団体で、市長が認めたもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
交通規制に要する経費（規制看板の製作、設置及び撤去に要する費用、交通誘導員の配置に要する費用等）	補助対象経費の10分の10以内。ただし、歩行者天国の実施1回につき100万円（1回目と同一年度における2回目以降の場合は実施1回につき50万円）を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業実施前に、松本市交通まちづくりにぎわい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 実施路線沿線の町会の同意書
- (3) 警察署との事前協議報告書
- (4) 見積書等申請額の根拠が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、松本市交通まちづくりにぎわい創出事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに松本市交通まちづくりにぎわい創出事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、松本市交通まちづくりにぎわい創出事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、松本市交通まちづくりにぎわい創出事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市交通まちづくりにぎわい創出事業収支決算書（様式第6号）
- (2) 写真等事業を実施したことが証明できる書類
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、松本市交通まちづくりにぎわい創出事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(重複補助の排除)

第11条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった事業については、重複して交付しない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。